新

高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱

第1条

「略」

第2条 県は、CLT等を活用した木造建築の推進を図り、林業・木材産業の成長産業化及び木材需要の拡大を通じて地方創生を実現するため、別表に掲げる事業主体(以下「補助事業者」という。)が実施する事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

第3~16条 「略」

附則

- 1 この要綱は、平成25年7月31日から施行する。
- 2 この要綱は、<u>令和9</u>年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

- この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成26年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成26年度2月補正事業から 適用する。

附則

この要綱は、平成28年3月23日から施行し、平成27年度2月補正事業から適用する。

附則

- この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。附 則
- この要綱は、令和3年3月23日から施行し、令和3年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年3月23日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- この要綱は、令和6年3月21日から施行し、令和6年度事業から適用する。

ĺΗ

高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱

第1条

「略」

第2条 県は、CLTを活用した木造建築の推進を図り、林業・木材産業の成長産業化及び木材需要の拡大を通じて地方創生を実現するため、別表に掲げる事業主体(以下「補助事業者」という。)が実施する事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

第3~16条 「略」

附則

- 1 この要綱は、平成25年7月31日から施行する。
- 2 この要綱は、<u>令和7</u>年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

- この要綱は、平成26年3月19日から施行し、平成26年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年3月3日から施行し、平成26年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成26年度2月補正事業から 適用する。

附則

この要綱は、平成28年3月23日から施行し、平成27年度2月補正事業から 適用する。

附 則

- この要綱は、平成29年3月24日から施行し、平成29年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成30年3月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、令和3年3月23日から施行し、令和3年度事業から適用する。 附 則
- この要綱は、令和4年3月23日から施行し、令和4年度事業から適用する。

高知県CLT普及促進事業費補助金交付要綱(新旧対照表)

新							
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条 <u>、第13条</u> 関係)			
事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体
1 CLT建築普 及支援	(1)講演会等開催 (2)出前講座 (3)普及啓発用冊子作成 (4)その他必要な事項	CLT等木造建築普及支援の実施に要する経費	CLT建築推進協議会	1 CLT建築普 及支援	(1)講演会等開催 (2)出前講座 (3)普及啓発用冊子作成 (4)その他必要な事項	CLT建築普及支援の実施に要する経費	CLT建築推進協議会
2 CLT技術取得支援	(1)技術研修会 (2)海外技術者等の講演 (3)その他必要な事項	CLT等木造建築に関す る技術研修会及び、新技術 についての情報提供や普 及段階での課題解決のた めの技術交流の実施に要 する経費		2 CLT技術取得支援	(1)技術研修会 (2)海外技術者等の講演 (3)その他必要な事項	CLT技術研修会及び、新技術についての情報提供や普及段階での課題解決のための技術交流の実施に要する経費	
3 CLT建築推 進支援	(1)検討会 (2)CLT建築物の設計に 対するアドバイスや関連 資料の作成等 (3)その他必要な事項	検討会及びCLT等の活用の加速化を図るために要する経費		3 CLT建築推 進支援	(1)検討会(2)CLT建築物の設計に対するアドバイスや関連資料の作成等(3)その他必要な事項	検討会及びCLT等の活用の加速化を図るために要する経費	
4 協議会活動推進支援	(1)協議会開催 (2)活動経費	事業区分1から3までの 活動に要する経費		4 協議会活動推進支援	(1)協議会開催 (2)活動経費	事業区分1から3までの 活動に要する経費	
(注) 補助対象経費は、給料、共済費(社会保険料事業主負担分とし、退職給与及び退職給与引当を含まない。) 賃金、謝金、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。				(注) 補助対象経費は、給料、共済費(社会保険料事業主負担分とし、退職給与及び退職給与引当を含まない。) 賃金、謝金、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。			